



JAPAN LEGAL UPDATE

Anti trust 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正について

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）は、大企業等の一定以上の資本金を有する事業者（下請法でいう「親事業者」）が、中小企業等の下請事業者に対して不当な取引を強いることを防止することにより、下請取引の公正化や下請事業者の利益保護を図ることを目的とした法律です。この下請法では、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託の4種類の取引類型について、親事業者が行ってはならない11の禁止事項が規定されています。また、下請法の規制内容をより明確にするため、公正取引委員会のガイドラインとして、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（以下「運用基準」といいます。）が定められており、各禁止事項について、それぞれ詳細な解釈の指針や具体例が示されています。

平成28年12月14日、下請法の一層の運用強化を目指し、運用基準が改正されました。主な改正点としては、過去の執行状況やヒアリング等で得られた情報をもとに、運用基準の中で挙げられる違反行為の具体例を66事例から141事例へと大幅に増加した点が挙げられます。

例えば、親事業者が「〇年後までに製品コスト〇%減」といったように自ら定めた目標を達成するため、合理的な理由なしに下請事業者に原価低減要請を行う行為の禁止（禁止事項の1つである「買いたたき行為」に該当）等が新たに追加されています。

上記の具体例を大幅に追加した改正の他にも、引き下げ後の新単価を遡及適用する場合の「減額」等の特に留意を要する違反行為類型の追加、下請法の対象となる取引例の追加等の点について改正がなされています。

今回の改正によって、下請法の運用のより一層の強化が見込まれ、日常的に下請取引を行う企業は、取引内容や取引慣行が下請法に違反していないか、改正された運用基準に基づき、再度確認する必要があります。

Labor 同一労働同一賃金ガイドライン案の公表

日本政府は、非正規雇用労働者の待遇改善に向けて、いわゆる同一労働同一賃金法制の導入に向けた検討を進めています。その一環として、平成28年12月20日、首相官邸に設置された働き方改革実現会議において、「同一労働同一賃金ガイドライン案」（以下「本ガイドライン案」といいます。）が示されました。

本ガイドライン案は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間のいかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのかについての考え方を示したものです。なお、典型的な事例として整理できるものについては、問題とならない例・問題となる例という形で具体例が付されており、例えば、生産効率や品質の目標値に対する責任を負っており、目標が未達の場合に処遇上のペナルティを課される正規雇用労働者には賞与を支給しているが、そのような責任やペナルティを課されていない非正規雇用労働者には支給していない事例等が問題とならない例として挙げられている一方で、正規雇用労働者には職務内容や貢献等にかかわらず全員に賞与を支給しているが、非正規雇用労働者には支給していない事例等が問題となる例として挙げられています。

本ガイドライン案は、現時点では「案」にとどまるものですが、今後、本ガイドライン案をもとに法改正の立案作業が進められる予定となっています（すなわち、本ガイドラインの内容が法案に盛り込まれることが見込まれます）。したがって、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の双方を雇用している企業においては、現時点においても、本ガイドライン案に照らして不合理な待遇差が存在しないか、不合理な待遇差があるとしてどのように解消するのかについての検討を始めることが望ましいといえます。

IP

商標法施行規則の改正（平成29年1月1日） 商標登録出願においては指定商品及び役務の区分を指定する必要がありますが、一部の商品の区分が国際分類の改訂や商取引の実情の変化等を理由に改正されました。この改正により、例えば、従来第28類に分類されていた「スキーワックス」が第4類に移行し、新たに「スマートフォン」が第9類に追加されています。本年1月1日以降の商標登録出願にあたっては、この新たな商品区分を確認する必要があります。

Labor

改正育児・介護休業法の施行（平成29年1月1日） 平成28年3月に改正された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が、平成29年1月1日から全面施行されました。同法の詳細については、[2016年5月号](#)をご参照ください。